

議案第48号

南風原町教育事務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例

南風原町教育事務点検評価審議会設置条例（平成20年南風原町条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年9月4日提出

南風原町長 城間俊安

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の規定により、南風原町教育事務点検評価審議会設置条例の第1条を改正する必要があるため提案する。

南風原町教育事務点検評価審議会設置条例（平成20年南風原町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」を「第26条」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。